

蒲郡駅事件これで有罪か?! シリーズ最終号

こんな裁判は、江戸時代の奉行所のお白洲と同じだ!

この間、『蒲郡駅事件これで有罪か?!シリーズ』で、裁判所がいかにか誤った推認、憶測で「罪となる事実」を認定したかを明らかにしてきました。さらに、裁判所が、加藤さんの主張・証言や、弁護人の反証をともに検討せず、いかにか有罪ありきの結論を導き出してきたのかを具体的に明らかにしてきました。

判決要旨の最大の特徴点は、検察が立証できなかったことを裁判所が「罪となる事実」として認定し、有罪判決を下したことです。

具体的には、検察が指紋など物的証拠の提出ができず、論告求刑でも「書庫から文書を持ち出した行為ではなく、何らかの文書をコピーして紙31枚を持ち出したこと」を犯罪行為としたもかかわらず、裁判所は、誤った推認により「内部文書をコピーして持ち出した」と事実認定したのです。

これでは、検察権（取締り）と裁判権（裁き）を合わせ持つ、江戸時代の奉行所のお白洲で、一方的に「お裁き」されたも同然です。なぜそのようなことがまかり通るのか。それは「奉行所」を牛耳る者の意思や思惑が反映しているからではないでしょうか。では、一体誰の思惑なのでしょう。もしや警察行政の管理を司る国家公安委員・葛西会長の思惑だとしたら…?

「窃盗」事件をデッチ上げ、有罪判決を下すことを通じ、主任レポートや時系列等報告書などを中心とする「命令と服従」「規律と忠誠心」の労務管理に「もの申す」労働組合・JR東海労を、弱体化し、破壊するシナリオが描かれたのではないのでしょうか。まさに、警察・検察・裁判所を巻き込んだ遠大な攻撃です。

私たちは、有罪判決を受け即日控訴しました。

全ての組合員の皆さん! 加藤さんの完全無罪を勝ち取り、職場復帰を手中に収めるために、第一審判決の不当性を広く社会に明らかにし、控訴審勝利に向け、加藤さんと共に最後まで奮闘していきましょう。

懲役6ヶ月の不当判決を許さない!

加藤誠二さんの完全無罪を勝ち取ろう!